

宮城県住宅供給公社に対する経営評価委員会意見

項 目	意 見	対象
団体の今後の在り方について	<p>(短期的な視点) ※分譲事業終了まで            団体は、経営健全化資金の確実な返済を実行するためにも、現有する分譲地の完売に向け販売促進に全力を尽くし、できる限り分譲事業の早期達成を実現すること。</p> <p>(中・長期的な視点) ※分譲事業終了後            災害公営住宅等の管理受託件数の増加に対応するため、組織体制の見直しにあたっては、現行業務範囲の見直しや分譲事業からの異動等に対応するなど組織の膨張や人員の肥大化に陥らないよう留意すること。</p> <p>分譲事業終了後に事業の柱となる管理受託住宅管理事業のノウハウの蓄積に努め、事業原価の低減にも取り組むこと。</p>	団体
公社賃貸住宅について	<p>老朽化している公社賃貸住宅について、団体の果たすべき役割や団地ごとの住環境、入居者の動向等を踏まえ、将来的な改廃について資金調達のあり方も含めた検討を早期に開始すること。</p>	団体
団体に対する県の対応について	<p>県は、団体が実施する事業活動について適時の報告を受けるとともに、分譲地の確実な販売や適正な人員計画について十分な指導を行うこと。</p> <p>老朽化している公社賃貸住宅についても、団体と共に団地の改廃の方針を早期に検討し、財政支援のあり方も含め、適時的確な指導を行うこと。</p>	県